

転出される方へ（ご案内）

R5.5.26 作成

転入届は、新しい住所に移った日から 14 日以内に、新住所地の市区町村役所（場）に転出証明書、マイナンバーカード・運転免許証等の本人確認書類、外国人住民の方は、在留カード又は特別永住者証明書もお持ちになり、手続きをしてください。

また、転出をされる方で、下記制度に該当される方は、それぞれの窓口で手続きをしていただきますようお願いします。

制度	転出される時の手続き	窓口	新しい住所地での手続き
印鑑登録	<ul style="list-style-type: none"> 転出予定日に登録が廃止になります。 転出予定日の前日までに印鑑証明が必要になった場合は、印鑑登録証と転出証明書を窓口にご持参ください。 		<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて、転出先の市区町村で新たに手続きをしてください。 コンビニ交付は取り扱いを行っていない自治体もあります。 本籍地が神戸市の方が戸籍謄抄本・附票を取得するためには転入届後にコンビニ等のマルチコピー機で戸籍の利用登録申請が必要です。
コンビニ交付	<ul style="list-style-type: none"> 転出届をされた後は、コンビニ等に設置されているマルチコピー機で「印鑑登録証明書」、「戸籍謄抄本・附票」（本籍地が神戸市の方）はお取りいただけません。「住民票」に限り、転出予定日の前日までお取りいただけます。 ※転出先の住所は記載されません。 		
通知カード	<ul style="list-style-type: none"> 海外転出の場合、通知カードをご持参のうえ、返納手続きをしてください。手続き後、マイナンバー確認用として返却します。 		
マイナンバーカード (個人番号カード) または 住民基本台帳カード (住基カード)	<ul style="list-style-type: none"> 市外転出の場合、カードをお持ちの方がおられる世帯が市外へ転出する際は、新住所地の市区町村での転入届出の際に、カードを提示し、暗証番号を入力していただくことで、「転出証明書」の提出をせず、転入届ができるよう処理させていただきます。 海外転出の場合、マイナンバーカードは失効します。マイナンバーカードをご持参のうえ、返納手続きをしてください。手続き後、マイナンバー確認用として返却します。返却後のカードは大切に保管してください。（※返納手続きを行わない場合、国内へ再転入後に改めてマイナンバーカードを交付する際に手数料が発生する場合があります。） 	市民課	<ul style="list-style-type: none"> 新住所地の市区町村窓口へ、引っ越ししてから 14 日以内（転出予定日より 30 日以内であること）にカードをお持ちになり、転入届をしてください。その際、カードの継続利用手続き（住所変更）も併せて行います。（暗証番号の入力が必要です） 転入届当日にカード持参されなかった場合、転入届出後 90 日以内にカードの継続利用手続きが必要です。 14 日以内に転入届を、90 日以内に継続利用手続きを行わない場合、カードは失効します。改めてマイナンバーカードを交付する際に手数料が発生します。住基カードは新たに交付できません。 署名用電子証明書は必要に応じて手続きをしてください。 住基カードには新たに電子証明書を搭載できません。
電子証明書	<ul style="list-style-type: none"> 署名用電子証明書は住所の変更により自動的に失効になります。利用者証明用電子証明書は失効しませんので、引き続き利用できます。 		
国民健康保険	<ul style="list-style-type: none"> 転出される場合は必ず届出時に保険証をご持参ください。「高齢受給者証」をお持ちの方は、併せてご持参ください。保険料の精算について説明させていただきます。現在、病院にかかっている方で健康保険の内容が変わった方は必ず病院に連絡してください。 		<ul style="list-style-type: none"> 転入時、すみやかに加入手続きをしてください。
国民年金	1号被保険者 (自営業等)	<ul style="list-style-type: none"> 海外へ転出される方は、届出が必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> マイナンバーカードまたは通知カード（お持ちでなければ年金手帳）及び印鑑を持参して手続きをしてください。
	既に年金を受給している方	<ul style="list-style-type: none"> 国民年金や厚生年金を受給されている方の住所変更の届出は、住基ネットの活用により原則不要ですが、一部必要な方もおられます。届出が必要かご不明な方は日本年金機構年金事務所へお問い合わせください。（届出が必要な方は、「住所変更届」の用紙（はがきタイプ）を新住所地でもらってください。） 	<ul style="list-style-type: none"> 老齢年金・通算老齢年金・障害年金・遺族年金は、住所変更届を年金事務所で手続きをしてください。 老齢福祉年金は市区町村の年金担当課で手続きをしてください。
<p>※印鑑は、本人自らが届出を行い、署名することで省略することができます。</p>			

制度	転出される時の手続き	窓口	新しい住所地での手続き
後期高齢者医療制度 ・満75歳以上の方 ・65歳以上で一定の障害があり、認定を受けた方	・被保険者証をお返しください。 ・県外に転出される方は「負担区分等証明書」の交付申請をしてください。 ・満65歳以上の方で障害認定を受けておられる方、特定疾病療養受療証を交付されている方は認定証明書の交付申請をしてください。		・負担区分等証明書（障害認定及び特定疾病的証明書の交付を受けた方は証明書）を持参して転入の手続きをしてください。
高齢期移行者 医療費助成 (65歳～69歳)	・受給者証をお返しください。		・市町村によって制度が異なりますので、転出先の市区町村へお問い合わせください。
老人福祉手帳 (すこやかカード)	・手帳をお返しください。		・転出先で同種の制度があれば手続きをしてください。
こども医療費助成 重度（高齢重度） 障害者医療費助成 ひとり親家庭等 医療費助成	・受給者証をお返しください。	保険年金医療課 保健福祉課	・市町村によって制度が異なりますので、転出先の市区町村へお問い合わせください。
介護保険	・神戸市の保険証をお持ちの方は届出時に保険証をお返しください。保険料の精算について説明させていただきます。 ・要介護・要支援認定を受けており、必要な方には「受給資格証明書」を交付します。 ・転出先が特別養護老人ホームなどの介護保険施設等の場合は、申し出てください。		・引き続き介護サービスをご利用される方は、転入の日から14日以内に介護保険の窓口にて要介護・要支援認定の「転入者継続」手続きをしてください。
身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳 特定医療費（指定難病）受給者証	・印鑑と手帳をお持ちください。		・転出先の市区町村又は福祉事務所へお問い合わせください。
敬老優待乗車証 (満70歳以上) 福祉乗車証	・乗車証をお返しください。		・転出先で同種の制度があれば手続きをしてください。
児童手当 ※中学校3年生まで (15歳到達年度の末まで)	・印鑑をお持ちください。 ・対象の子どもが転出される場合のほか、受給されている保護者の方のみが転出される場合も届出が必要です。 ・郵送手続をご希望の場合は、神戸市の児童手当のホームページをご覧いただき、必ず担当窓口へお電話のうえで行ってください。	保健福祉課	・転出先の市区町村又は福祉事務所へお問い合わせください。
児童扶養手当 ※18歳到達の年度末まで (ただし、特別児童扶養手当受給児童は20歳まで)	・印鑑と証書をお持ちください。 ・世帯員の一部または世帯員全員が転出される場合のどちらの場合も届出が必要です。	保健福祉課	
妊娠健康診査受診券 産婦健康診査受診券 新生児聴覚検査助成券	・転出後は使用できません。 ・転出前に妊娠健診や聴覚検査を兵庫県外で受診し、立て替え払いをされた場合の助成金申請は、申請期限内であれば、神戸市外に転出後でも申請が可能です。		・妊娠の方は、新しい住所地でお持ちの母子健康手帳を持参して手続きをしてください。
保育所・認定こども園 (朝～夕)・地域型保育	・世帯員の一部または世帯員全員が転出される場合のどちらの場合も届出が必要です。	保健福祉課 こども福祉担当	転出後も引き続き同じ施設に通われる場合は、転出先の市区町村の認定が必要です。転出先市区町村で必要な手続きをしてください。
幼稚園・認定こども園 (朝～昼すぎ)		神戸市行政 事務センター ☎291-5952	
幼児教育・保育無償化			

制 度	転出される時の手続き	窓 口	新しい住所地での手続き
在外選挙人名簿登録 (出国時申請) ・満18歳以上で神戸市内に引続き3か月以上お住まいの方	・海外転出の場合、海外に転出された方も、在外選挙人証があれば国政選挙（衆議院・参議院）の投票ができます。希望される方は、転出予定日までに区選挙管理委員会にて申請を行ってください。申請には本人確認書類（パスポート等）が必要です。	地域協働課	・出国後速やかに管轄の在外公館に在留届をご提出下さい。 ・出国前に登録申請されなかった場合でも、海外の住所を管轄する在外公館にて登録申請ができます。
税 金 関 係 (個人市・県民税等)	・海外に転出される方は、手続きが必要な場合があります。	市 税 の 窓 口	・窓口へお問い合わせください。
犬の登録	・神戸市での手続きは必要ありません。新所在地の窓口へ神戸市の「鑑札」を持参し、転入手続きをしてください。	生活衛生ダイヤル (☎771-7497)	・転出先の市区町村へお問い合わせください。
125cc以下のバイク	・お持ちの原付に乗り続ける場合は、転入前の住所地で「廃車手続き」をしてください。	法人税務課 (☎647-9399)	・転出先の市区町村へお問い合わせください。

手続きは転出される区役所・支所でしてください。お問い合わせは下記区役所・支所の担当窓口におたずねください。

東灘区☎ 841-4131 瀬戸内海沿岸区☎ 843-7001 中央区☎ 335-7511 兵庫区☎ 511-2111 北区☎ 593-1111

長田区☎ 579-2311 須磨区☎ 731-4341 北須磨支所☎ 793-1212 垂水区☎ 708-5151 西区☎ 940-9501